

## 若手教員が考える「なぜ体罰はなくならないのか」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学資格課程事務室 公開日: 2019-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 慧, 関, 秀隆 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/20324">http://hdl.handle.net/10291/20324</a>

# 若手教員が考える「なぜ体罰はなくなるのか」

村上 慧（暁星中学・高等学校）

関 秀隆（川越市立東中学校）

## はじめに

2012年、大阪市立桜宮高等学校のバスケットボール部主将が、顧問からの体罰を苦に自殺し、体罰の是非について社会的な議論が巻き起こった。その後、2015年4月に公立中学校で教員としての生活が始まったが、着任時、私（村上）の同僚が前年度の体罰を理由に3度目の停職処分を受けた。これに対する職員室内、あるいは生徒や保護者の反応は様々で、この時に抱いた違和感が、現在まで体罰問題に強い関心を抱くきっかけとなっている。

一方、ニュースを注意深く見ていると、毎週のように体罰に関する問題が報道されており、体罰根絶には程遠い。また、体罰肯定論は根強いうえ、「体罰はなぜいけないのか」が根拠を持って議論されることは意外と少ない。そこで、体罰の現状やその有害性、生徒指導で重要なこととは何かについて、以下で分析したい。

## 1. 懲戒と体罰

現在体罰が禁止されている法的根拠は、1947年に公布された学校教育法第11条である。さらに遡れば、1879年に公布された教育令第46条において、「凡そ学校に於ては、生徒に体罰（殴るあるいは縛するの類）を加うべからず」と規定されており、明治時代の一時期の例外を除いて、現在に至るまで日本の学校制度において体罰は一貫して禁止されてきた。

桜宮高校での事件を踏まえて、文部科学省が2013年に改めて「体罰」を定義づけした。一般的に「指導」と呼ばれる懲戒（叱責・説諭など）のうち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなものが体罰であるとする一方で、それらが体罰に当たるか否かは個別に判断する必要があると定め、いくつかの参考事例も示した。また、体罰はあくまでも「肉体的苦痛を与える行為」であるが、軽微な有形力の行使や暴言などは「不適切な行為」とされており、小突く、胸ぐらをつかむ、襟首をつかむ、威嚇する等はこれに分類される。全国の公立学校教職員の懲戒処分の状況を調べると、この「不適切な行為」でも戒告や減給等の懲戒処分が行われていることが分かる。

図1は、処分の事由ごとにみた2007～16年度に懲戒・戒告等の処分を受けた公立学校教職員の人数を示している。体罰による教職員の処分は他の事由を圧倒している。これは、桜宮高校の事件の後、全国の学校に対して文部科学省が体罰の状況の一斉調査を行ったことが大きい。それまで体罰による処分は全国で年間300～400人だったが、2012年度は2,253人、13年度は3,953人となった。その後は減少傾向で、2016年度は654人と、徐々に元の水準に戻りつつある。

図2は、図1の人数のうち、懲戒免職となった人数である。これを見ると、体罰が理由

で懲戒免職となった教職員は、過去10年間、全国でも4人しかいない（うち1人は桜宮高校の事件の教員）。わいせつや飲酒運転で処分を受けた教職員は、50%以上が懲戒免職となっている一方、体罰の場合は懲戒免職となった教職員は0.04%に過ぎず、「体罰で懲戒免職になることはあり得ない」と言っても過言ではない状況である。教育行政において、体罰があまりに軽く見られていると言わざるを得ない。

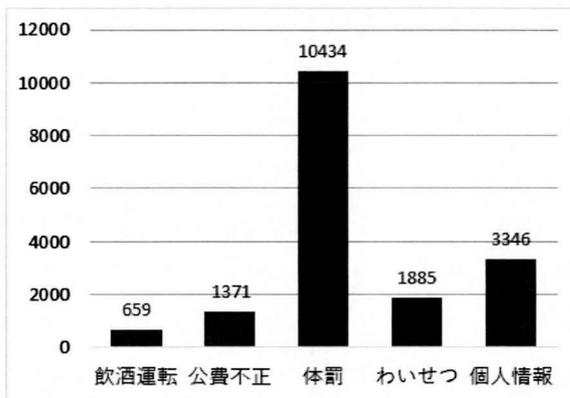


図1 2007～16年度の処分人数

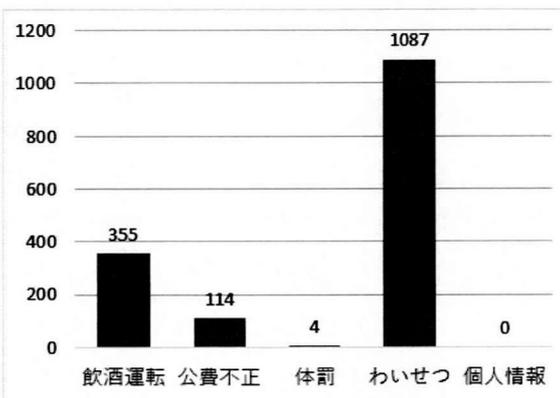


図2 2007～16年度の懲戒免職人数

文部科学省「公立学校教職員の人事行政の状況調査」より村上作成（単位はいずれも人）

## 2. 体罰が与える影響

福井大学の友田明美教授が、ハーバード大学との共同研究を行ったところ、体罰によって感情や思考、犯罪抑止力を司る前頭葉の前野の体積が減少することが判明した<sup>1</sup>。つまり、体罰によって反社会的行動や暴力的行動に対する自制心が鈍るうえ、痛覚が減少するため、本人が繰り返し体罰を受けたとき、より強い刺激を受けなければ反応できなくなることを示している。また、体罰以上に暴言の影響の方が深刻であることも判明した。暴言を受けると、聴覚野が変形するため、情報の取捨選択ができなくなるほか、難聴や幻聴といった症状、うつ症状や自殺願望が芽生えることが分かった。

さらに、カナダやアメリカの医学者の共同研究の結果が2018年に発表された。世界の88か国において、体罰と法制度の関係を「規定なし (None)」「学校のみ禁止 (Partial)」「全面禁止 (Full)」に分類し、それぞれの国家群における13歳の男女の暴力性の度合いを示したのが図3である。明確に体罰が禁止されている国家の方が、若年層の暴力への依存度が低い。

これを裏付けるのが、体罰排除の成功例として名前が挙がるスウェーデンである。1958年に学校での体罰が全面禁止された後、1978年には家庭での体罰が全面禁止さ

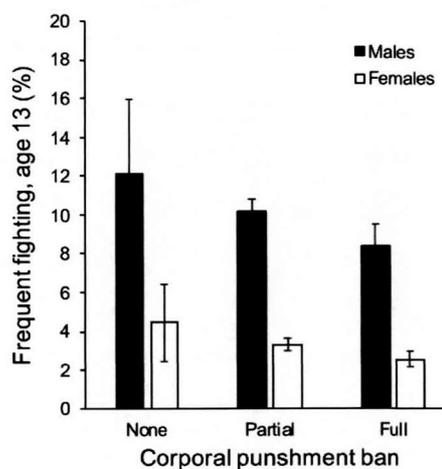


図3 各国家群の暴力性

Frank J Elgar (2018) より

<sup>1</sup> 友田 (2018) pp.13.

れた。スウェーデン政府は各家庭に対し、体罰に頼らない育児方法のパンフレットを配布したほか、牛乳パックにも体罰脱却に関する情報を印刷するなど、国を挙げてこの問題に取り組んだ。その結果、スウェーデン国内における体罰容認派の割合は著しく減少した（図4）。また、体罰を行う親や教員は少数ながら依然として存在するものの、その力加減は明らかに弱まったという。

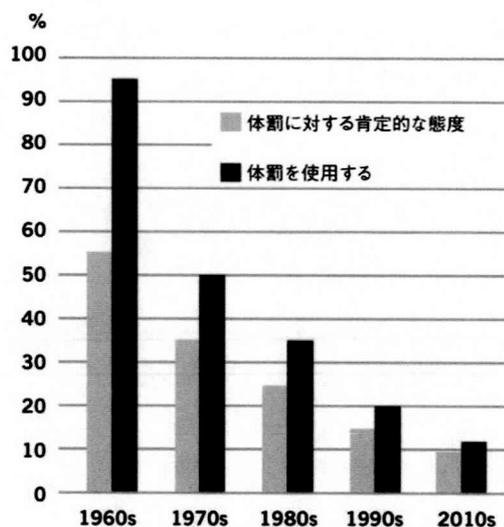


図4 体罰容認派の割合の変化

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2014) より

### 3. 体罰のない指導に向けて

唐沢かおり（東京大学）や西澤哲（山梨県立大学）ら、多くの心理学者が指摘していることだが、人間には自分の人生を正当化したいという本能が働く。そのため、体罰を受けたことがある人、体罰を行ってきた人は科学的に悪影響が証明されたとしても、その有用性をなお信じる。また、社会学の観点で言えば、こうした人々にはシステム正当化バイアスが働くといえよう。つまり、非体罰の教育方法の経験がないうえ、体罰に頼らない教育方法が既存の方法よりも成果が上がるのか不安であるため、根拠を示されてもそれを信じきれないということである。しかし、同じ学校教育の現場でも、かつて当然とされてきた運動中の水分補給禁止や、うさぎ跳びの実施などは、いずれも科学的な根拠から否定された。体罰の悪影響も証明されている以上、これを続けることは許されない。ましてや、「人をたたくな」「暴言を吐くな」と指導する教員が生徒に対し体罰や暴言を行うことは、どのような理由で正当化を試みようとも詭弁に過ぎない。

体罰は、目の前の問題行動等を即座に中止される即効性があるのは否めない。しかし、それは「調教」であり、本人の内省がないうえ、先に述べたように痛覚の鈍化や理性の消失が発生するため、長い時間軸で見れば、状況は悪化の一途をたどり、明らかに負の影響が優る。さらに、生徒は教員や親の背中を見て、無意識のうちにそれが当たり前になる。私は初任校の教頭に「学校や学級が荒れているのは教員が荒れているからだ」と言われたが、まさしくその通りであろう。子どもであっても生徒は1人の人間として尊重しなければならず、その視点があれば、暴力や暴言をできるわけがない。つまり、強権的・抑圧的な指導をする教員は生徒を「上から」しか見ておらず、もし力で抑えていたものが生徒に乗り越えられたとき、打つ手はないだろう。残念ながら学校現場ではこうした教員の方が「指導力がある」と考えられがちではないだろうか。こうした指導に「NO」と言える職場づくりも重要であろう。

学校現場は、教員1人だけ、あるいは学校内部だけでは対応できない課題も珍しくない。他の教員や、警察、医療機関、保護司、カウンセラー、教育委員会等に助けを求めることは双方のためである。「なんでも自分がどうにかする」というのは教員のエゴであり、無理

がある。これを突き進めると、「なぜ自分の指導に従わないのか」「なぜ自分の思うようにならないのか」と理想と現実のギャップにフラストレーションを感じ、体罰につながりかねない。これと関連して、生徒の問題行動に対し教員が体罰を取ると、「生徒がこんなに荒れているのだから体罰はやむを得ない」という主張が出てくる。しかし、体罰は生徒の行動如何に関わらず常に許されるものではなく、極めて論点のずれた主張であると言わざるを得ない。このようなケースこそ、関係各所との連携のうえ、体罰に頼らない適切な懲戒や処罰によって厳正に対処すべきなのである。

体罰を行う教員は、実は生徒に対して熱心であることが多い。この熱意を別なアプローチに変えることができれば、生徒と学校にとって、非常に大きなものを生み出すだろう。全国の大多数の教員は暴力や暴言に頼らない教育実践を日々行っているはずである。こうした実践に体罰容認派の教員を巻き込んでいくこと、そして体罰容認派の教員は、手探りになろうとも、それまでの体罰に頼る指導法を捨てる勇気が必要である。(村上)

#### 4. 若手教員が考える生徒指導

どの企業でも言えることかもしれないが、学校教員の難しさの一つとして、若手教員とベテラン教員が全く同じ土俵で仕事をしなければならないということがあげられる。新任教員なら、なおのこと厳しさを感じるだろう。数多くの業務の中でも、現場に立つようになり改めてやりがいと難しさを感じたのが生徒指導である。2年目から生徒指導担当を任せてもらい3年近くたつが、今なお試行錯誤の日々である。変化し続ける生徒を相手にしているのだから、教員であり続ける限り一生悩み続ける分野だと思う。

多くの諸先輩教員と比べると自分自身の経験など、取るに足らないものであるのは百も承知だが、4年間で多くのことを学ばせていただいた先輩教員と大切な生徒に感謝したい。そして現場に立つ一人の若手教員として、生徒指導について感じたことを書きたいと思う。

#### <生徒指導で重要である3つのポイント>

生徒指導に当たるうえで意識しなければいけないことなど数えきれないほどある。ありきたりであるかもしれないが、①初期対応、②組織的な対応、③信頼関係という3つのポイントが重要であると強く感じた。

##### ①初期対応について

事件や事故に発展してしまう生徒指導案件は複数年教員をやっているならば、必ず出会うことだと思う。そういった大事件につながる生徒指導の多くが、適切な初期対応ができなかったことに大きな要因があると思われる。

初期対応でとりわけ重要なのが、事件が起こってからの対応のスピードである。どれだけ早く対応ができたか。これは生徒指導において極めて重要なポイントである。昔、明治大学出身で教員をやっている先輩に「本気度はスピードでしかはかれない」という言葉を教えていただいたことがある。どんな社会でも通用するであろう素晴らしい言葉であるが、生徒指導に関しても例外ではなく、非常に意味のある言葉であると感じている。

中学生にとって、自分を完璧に客観視するのはまだまだ難しいことである。生徒同士がトラブルを起こした場合、いかに早く情報を集め、指導をするか。場合によっては謝罪や和解までもっていくかどうかといったことが大切である。ここでスピード感が出せず、ただならぬ指導してしまうと、生徒が自己中心的な視点で保護者に報告し、保護者同士のトラブルに発展してしまうことがある。最悪の場合、裁判沙汰になることもあるのだ。初期の段階で、保護者に対しても素早く対応できれば、火種が小さいうちに解決へと導くことができる。

## ②組織的な対応について

生徒指導とはいったい誰がやるのか。担任か。部活動顧問か。生徒指導担当か。それとも教頭、校長といった管理職か。自分が大学生のころは、教採の面接練習で登場する生徒指導案件に、こんなことになったらどうやって指導すればいいのかとよく悩んでいた。実際、今でも重い案件を1人で対応することは難しいし、実際にそんな案件をひとりきりに任せるといったことはあり得ないことである。

生徒指導は学校全体で1枚岩となって行うことで、より力を発揮するものである。自分のクラスで問題が起こった場合、自分が頑張るのは当たり前だが、自分ひとりで抱え込むのではなく、他の教職員と協力することが成功への鍵であると言える。他教科の様子や、部活の取り組みなど、担任では見られない部分の情報を共有することで物事が好転することは珍しくない。養護教諭に協力を求めたり、用務員に話を聞くことも非常に有効である。前もって他の教職員に情報を流しておき、予防線を張っておくこともできる。指導にあたる時も、他の教員とシナリオや落としどころを考えた上で指導することで、一連の流れをスムーズに行うことができる。

## ③信頼関係について

初期対応、組織的な対応について述べてきたが、個人的に一番大切だと思っているのが、信頼関係についてである。思っているというより、実際に生徒指導をするうえでリアルに降りかかってきたのが信頼関係である。

信頼関係が築けていない生徒に対しては、どんな指導も響かない。こちらがどんな熱量を込めても、相手がこちらを信用していなければ、生徒の目はまっすぐこちらを向くことはないのである。関係ができていないうえで指導をしても、ほとんど意味をなさず、あっても一時的であり、また問題行動は起きてしまうことが多い。そうなったとき、前回よりも強い指導をしてしまい、さらに関係は悪化。そしてまた問題行動という悪循環につながってしまう。

声の大きな教員が威圧的に指導をするという話を聞いたことがあるが、信頼関係ができていなければ、そういった指導は一時的にしか効果が得られないのではないかと。きっと、生徒の心の中では対教員の感情が膨れ上がるに違いない。それでは、本当の意味で指導、生徒の成長につながらない。

生徒指導の第一歩であり、最終的にものを言うのは生徒との信頼関係であると確信している。そのために日々、生徒理解に努め、大量の時間を割いている。教員が自分のことを

思って指導してくれているということが伝わるようになれば、大きな声で威圧する必要などないのである。さらに言えば、大きな問題が発生する前に、注意を呼びかけるだけで改善されることも多い。信頼関係と積極的生徒指導はうまく連携させることができると思う。

問題行動が起こった時に対処する生徒指導が、消極的生徒指導であり、問題行動が起こる前の予防的な生徒指導を積極的生徒指導という。信頼関係ができている状態であれば、帰りの学活や集会の時に、問題点を指摘し、説諭を行えば軌道修正ができるものである。

信頼関係を築くために、いくつか心がけていることがある。1番大切にしていることは自分をさらけ出すことである。相手を知るよりも、まず自分を知ってもらうことを重視している。そのため学活ではなるべく自分について話すようにしている。

多くの生徒と話す努力も怠らないようにしている。目立つ生徒は自然と会話数が増えるが、活発ではない生徒に対してはより丁寧に接するようになっている。また3行日記（本校で実施している交換ノート）を利用し、なかなか話す機会の少ない生徒との繋がりも切れないう努めている。

活躍の場面を作ることも有効な手段であると考え。引っ込み思案だが、素晴らしい絵の才能の持ち主に掲示物を作成させる。エネルギーが有り余っているやんちゃな生徒には体育委員をやらせる。このように一人ひとりの特性を見て、活躍の場を与えてあげれば、褒めることができる。どんな生徒も褒められれば嬉しいもので、先生に認められたという感情が芽生えやすい。そこから信頼関係が築けたことが何度かあった。上記にあげたような信頼関係づくりも、言ってしまうと積極的生徒指導の一環であると考え。

生徒指導に対して、強面の教員が怒鳴り飛ばしているイメージを持っていたことは事実である。しかし、現場に立ち最も大切なことは生徒との信頼関係であると学ぶことができた。最高な信頼関係こそ最上の生徒指導ではないだろうか。初期対応、組織的な対応は上記の通りである。これからも一教員として、目の前の生徒に全力で向き合っていきたい。

(関)

## 参考文献

- (公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2014)『子どもに対する暴力のない社会をめざして－体罰を廃止したスウェーデン35年のあゆみ』
- (公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2018)『子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書』
- (公社)全国大学体育連合 (2015)『運動部活動等における体罰・暴力に関する調査報告書』
- 竹田敏彦編 (2016)『なぜ学校での体罰はなくなるのか』ミネルヴァ書房
- 友田明美 (2018)「体罰や言葉での虐待が脳の発達に与える影響」『心理学ワールド』80, pp13-16.
- 藤井誠二 (2013)『体罰はなぜなくなるのか』幻冬舎新書
- 三輪定宣, 川口智久編 (2013)『先生、殴らないで!』かもがわ出版
- 本村清人, 三好仁司編 (2013)『体罰ゼロの学校づくり』ぎょうせい

森田ゆり (2003) 『しつけと体罰』 童話館出版

山本修司編 (2013) 『体罰と訣別する毅然とした指導4』 教育開発研究所

和田秀樹 (2013) 『いじめは「犯罪」である。体罰は「暴力」である。』 潮出版社

Frank J Elgar., et al (2018) *Corporal punishment bans and physical fighting in adolescents: an ecological study of 88 countries*. *BMJ Open*, 2018;8, :e021616.